

第80回長野市都市計画審議会議事録

日時：令和3年10月1日（金）
午後2時

場所：第一庁舎7階
第一・二委員会室

長野市都市整備部都市政策課

第80回 長野市都市計画審議会 次第

日 時 令和3年10月1日（金）午後2時

場 所 第一庁舎7階 第一・二委員会室

1 開 会

2 長 野 市 あ い さ つ

3 議 事

(1) 調査事項

ア 長野市立地適正化計画改定検討部会の報告について

イ 長野都市計画一団地の官公庁施設の変更について（長野県決定）

ウ 長野都市計画公園の変更について

エ 地域地区（用途地域、特別用途地区）の変更について

オ 長野都市計画道路の変更（七瀬居町線）について

(2) その他

4 そ の 他

5 閉 会

◎長野市都市計画審議会委員

- 1 番 高瀬 達夫 (信州大学工学部土木工学科 准教授)
2 番 柳沢 吉保 (長野工業高等専門学校教授)
3 番 酒井 美月 (長野工業高等専門学校准教授)
4 番 跡部 美幸 (長野県司法書士会長野支部司法書士)
5 番 伊東 亮一 (公益社団法人長野県建築士会ながの支部副会計幹事)
6 番 三井 経光 (長野市議会議員)
7 番 金沢 敦志 (長野市議会議員)
8 番 グレート無茶 (長野市議会議員)
9 番 竹内 茂 (長野市議会議員)
10番 鈴木 洋一 (長野市議会議員)
11番 堀内 伸悟 (長野市議会議員)
12番 伊藤 隆三 (長野商工会議所 副会頭)
13番 宮澤 清志 (ながの農業協同組合代表理事組合長)
14番 酒井 國夫 (長野市民生委員児童委員協議会)
15番 挟間 孝 (NPO法人ヒューマンネットながの理事長)
16番 伊藤 宗正 (長野市商工会 副会長)
17番 永江 浩一郎 (国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長)
代理 三浦計画課長
18番 吉川 達也 (長野県長野建設事務所 所長)
19番 熊谷 猛彦 (長野中央警察署 署長)
代理 江本交通第二課長
20番 青木 保 (長野市農業委員会 会長)

◎説明のための出席者

都市整備部長	岩 片	弘 充
都市政策課長	桑 原	武 彦
都市政策課長補佐	宮 下	伊 信
都市政策課係長	藤 澤	大 輔
都市政策課係長	小 林	竜 太
都市政策課主査	柳 沢	一 欽
都市政策課技師	鈴 木	康 平
公園緑地課長	平 澤	智
公園緑地課主幹	轟	誠
公園緑地課係長	塚 田	武 志
公園緑地課技師	横 村	茉莉花

◎事務局出席者

都市政策課長補佐	竹 内	健 一
都市政策課主事	松 木	佑太郎
都市政策課主事	高 木	茉 央

◎開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから第 80 回長野市都市計画審議会を開会いたします。本日の進行を務めます、都市政策課の竹内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の審議会は公開となりますのでご了承ください。会議に先立ちまして、定足数の確認を申し上げます。長野市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、定足数は委員 20 名の過半数となっております。本日ご出席の委員は現在 20 名ですので、会議は成立となります。

本日の進行は、お配りしております次第に従って進めさせていただきますが、その前に資料の確認をお願いいたします。過日、郵送いたしました資料は次第、資料 1-1、1-2、1-3、資料 2-1、2-2、2-3、資料 3、資料 4-1、4-2、資料 5-1、5-2、参考資料 5-A、5-B 以上です。ご確認いただき、資料に不足がある方は、お申し出ください。よろしいでしょうか。それでは、お手元の次第に沿って進めてまいります。

はじめに、都市整備部長の岩片よりごあいさつを申し上げます。

◎長野市あいさつ

○事務局 都市整備部長の岩方でございます。委員の皆様方には、何かとお忙しいところ、本日の審議会にご出席をいただき厚く御礼申し上げます。また日頃から、当審議会を初め、長野市政にご理解、ご指導を賜り重ねて御礼申し上げます。

さて、本市におきましても令和元年東日本台風により甚大な被害を受けておりますが、全国的にも地球温暖化の影響による自然災害の頻発化、激甚化が懸念されております。そこで、国では自然災害に対応したまちづくりを実現するため、防災と立地適正化の連携強化を盛り込んだ都市再生特別措置法の改正が行われ、立地適正化計画に防災指針を新たに設けることとなりました。

本日はこの立地適正化計画の見直しなど、5 案件についてご説明させていただき予定でございます。委員の皆様方におかれましては、専門分野のご見識からご意見等いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、今回の審議会から市議会議員の委員さんが替わられております。ご着任早々の審議会ではありますが、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新型コロナウイルス感染症につきましては大分落ち着いて参りましたが、委員の皆様方におかれましては、ご自愛され、ご健勝でますますご活躍されることをご祈念申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

○司会 続いて、新たに委員になられた方を都市政策課課長の桑原からご紹介申し上げます。ご紹介を受けられた方は、恐れ入りますがその場でご起立をお願いいたします。

○事務局 都市政策課長の桑原でございます。この度、市議会の委員会等の改正に伴いまして、これまで市議会議員として本審議会の委員となっていた方々に替わり、新たに6人の市議会議員の皆様就任していただくこととなりました。本来であればお1人ずつ委嘱書をお渡しすべきですが、時間の都合もあり、あらかじめお手元に委嘱書をご用意いたしましたので、ご了承をいただきたいと思っております。それでは、ご紹介申し上げます。長野市議会議員、三井経光様。同じく市議会議員、金沢敦志様。同じく市議会議員、グレート無茶様。同じく市議会議員、竹内茂様。同じく市議会議員、鈴木洋一様。同じく市議会議員、堀内伸悟様。以上の皆様です。なお、皆様の任期は長野市都市計画審議会条例第3条の規定により、前任者の残任期間である令和4年3月末までです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 それでは、これから議事に移りますが、その前にお手元のマイクの操作についてご説明いたします。発言される際に、お近くの卓上機器の楕円形の部分を押しただき、緑色のランプが点灯したことをご確認いただいてから、ご発言をお願いいたします。ご発言が終わりましたら、再び楕円形の部分を押しただき、緑色のランプが消灯したことをご確認願います。

それでは、議事に移ります。審議会条例第6条第1項の規定により、柳沢会長に議長をお願いいたします。

◎議事

○議長 委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。次第のとおり、本日の審議案件は5件となっております。いずれも調査事項ということです。皆様方からご意見いただきながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、円滑な議事の進行にご協力ください。議事録の署名は伊藤隆三委員、酒井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入ります。まず調査事項ア 長野市立地適正化計画改定検討部会の報告について、事務局からご説明をよろしくお願い申し上げます。

○事務局 資料1をお願いいたします。長野市立地適正化計画改定検討部会の報告について、説明いたします。スライド右下にページ番号が記載されておりますので、そちらを

読み上げながら進めていきます。

2 ページ目をお願いいたします。検討部会での検討内容一覧です。本日は第3回、第4回の検討内容についてご報告いたします。

3 ページ目をお願いいたします。第3回の検討部会では防災指針の方向性についてということで、課題の整理、リスク分析について、誘導区域の見直しの考え方を検討しております。

4 ページ目をお願いいたします。防災指針について少し説明いたしますと、立地適正化計画で作成する防災指針は昨年度の法改正により、立地適正化計画に新たに防災の視点を加え、都市のコンパクト化を進めるに当たってどのような災害リスクや課題があるのか、また、どう対応するのかをこの防災指針にて記載し、災害リスクや課題が可視化され、防災意識の向上も図るという目的もあります。そのため防災指針の検討内容として、下の四角内の3つの事項について検討して参ります。1つ目が災害リスクの分析、2つ目が取り組み内容の検討、3つ目が具体的な取り組み内容です。第3回の部会では、①と②のリスク分析や課題について検討しております。

5 ページ目をお願いします。防災指針の考え方と方向性についてですが、立地適正化計画の視点から防災の考え方を具体的に整理したものです。コンパクトなまちづくりを進める上で、災害リスクの種類に応じた事前対策により、リスク軽減や減災を図ります。事前対策の例としては、ハザードの周知や避難体制の強化などの対策を進めることで、居住等の誘導する区域の防災減災対策を図るものです。また、災害リスクが高く、居住誘導区域外となった区域については引き続き居住を維持するエリアとし、市街化区域としての土地利用を図ります。

6 ページをお願いします。先ほどご覧いただいた防災指針の考え方により、ハザードエリアごとの方向性を以下のとおりとし、各誘導区域の検討をいたします。地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は対策状況にはよりますが、居住誘導区域からの除外を検討いたします。土砂災害防止区域、イエローゾーンについては、事前避難等の課題によって居住誘導区域に含めるのかを検討いたします。浸水想定区域については、発生頻度、規模、浸水ランクを考慮し、事前避難等の課題によって検討いたします。判断理由による建物倒壊等区域については事前避難や避難場所、建物の堅牢化など総合的な取り組みによって検討いたします。その結果、ハザード区域内に居住誘導区域や都市機能誘導区域が含まれる場合は防災指針に対策や方向性を記載することとなります。これらの検討の結果、ハザードエリアを居住誘導区域に含める場合は防災指針にて対策を記載、居住誘導区域や都市機能誘導区域から除外した区域については市街化区域としての土地利用継続し、防災の対策を講じることとなります。

7 ページをお願いします。ハザード毎の方向性に基づき、地域ごとに課題を抽出しております。今ご覧いただいているものは居住誘導区域内の土砂災害警戒区域、イエローゾーンとなっております。イエローゾーンは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの災害の恐れがある区域に指定される区域です。課題の抽出については市内の指定区域のうち、豊野駅周辺を抜粋してご説明いたします。

8ページをお願いします。防災指針の考え方にに基づき、土砂災害や浸水災害、氾濫流倒壊エリアについては、事前に避難することを基本とし、避難する上での課題を抽出しております。こちらの図は豊野駅周辺のイエローゾーンと、緑色の三角で示した土砂災害に対応している緊急指定避難場所と、濃い青い線で囲った居住誘導区域を重ねた図です。緑色の三角を中心に緑色の円と赤色の円、それから全体に薄く青色でのハッチをしてありますが、この円は徒歩で避難することを前提とし、避難のしやすさの目安として設定したものです。国の基準は徒歩で避難する距離の限度は2キロとされておりますが、ご覧いただいている緑と赤の円は都市構造を評価する上での徒歩圏内という考え方により、300mがバス停利用圏内、500mが高齢者の徒歩利用圏内という参考値です。避難時の天候や夜間移動を仮定し、あくまで避難しやすさの目安参考値として設定したものです。この徒歩圏内の設定でいくと、避難所まで距離のある区域があるということが確認できます。このようにリスク分析課題の抽出においては現状を把握し、より早い段階での避難が必要だということを認識してもらうという趣旨です。土砂災害の危険性がある区域ごとに、このような分析を行っております。

9ページをお願いいたします。次に、浸水災害についてですが、先にスライド10ページをご覧くださいと思います。こちらの図は浸水想定区域図で、居住誘導区域内のみ着色しております。左側がL1計画規模、100年確率の浸水想定区域図で、右側がL2想定最大規模、1,000年確率の浸水想定区域図です。スライド9ページに戻っていただき、浸水災害に対するリスクをどのような視点で分析するのかを表にしたものです。発生する頻度、浸水ランクごとにリスク分析の視点を整理しております。この時点では、赤字左側のL1計画規模は100年に1度の規模で起こりうる大雨です。100年に1度ということで、発生頻度も高いということです。そのため、浸水深さランクによって居住誘導区域見直しの検討が必要であると考えました。L2の想定規模におきましては、1,000年に1度の大雨ではありますが、長野市の大部分が浸水エリアとなっていることから、事前に避難することを前提とした視点での分析が必要であると考えました。

11ページをお願いします。浸水災害のリスク分析については、抜粋して柳原や朝陽古里地区についてご説明いたします。左側の図がL1計画規模の浸水想定区域図で、右側がL2想定最大規模の新浸水想定区域図です。青い三角印が、洪水時に対応可能な緊急指定避難場所です。土砂災害のリスク分析と同様に避難場所を中心とした徒歩圏を設定し、避難場所までの距離感が確認できるものとなっております。

12ページをお願いします。続いて、同じ地区の氾濫倒壊区域の図です。右側は課題の抽出とリスクの状況を記載しております。リスク分析や課題の抽出は、避難のしやすさを視点として様々な図を重ねることで現状を認識してもらい、地域や個人の防災意識の向上のため、リスクや課題を可視化するものです。

13ページをお願いします。こちらの表は課題抽出や災害リスク整理の状況から、居住誘導区域見直しの考え方をまとめたものです。各種の災害リスクに対し都市計画運用指針ではど

う考えられているのか、また本市の各種災害リスクに対する対応状況などを客観的にまとめ、居住誘導区域に含めるのか、除外するのかの方向性を表にしたものです。土砂災害について上から順番にいくと、土砂災害警戒区域であるイエローゾーンは都市計画運用指針の方では災害リスク、避難状況等から判断するべきとなっております。本市の対応の状況とは、土砂災害ハザードマップの配布や自主防災組織の結成、エリアメール等での土砂災害警戒情報発信などの情報提供も避難意識や注意喚起という視点で見ると、体制が整備されていると考えられます。また、ハード整備面においても5年ごとの区域の見直し検討や、砂防施設等の点検や維持管理は行われておりますので、今回の見直しにおいては居住誘導区域に含めるということで考えております。次に、地すべり防止区域と急傾斜地崩壊危険区域でございますが、都市計画運用指針では原則として含まないとされております。また、地すべり防止区域と急傾斜地崩壊危険区域は、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン、と同じ扱いになりましたので、居住誘導区域から除外する理由が明確であると考え、居住誘導区域から除外します。次に、自然災害ですが、都市計画運用指針では災害リスク、避難体制などの状況から判断するものとなっております。浸水災害におきましてはL1、L2、氾濫流倒壊区域、この3つのリスクをベースに想定される浸水深さごとに方向性をまとめております。本市の対応状況ですが、河川整備などのハード整備はもちろんのこと、ライブカメラや警戒水位情報の発信、洪水ハザードマップの配布や、自主防災組織による防災訓練などが実施されている状況ではあります。それから発生頻度につきましては、L1が100年確率、L2が1,000年確率、氾濫流倒壊エリアも1,000年確率となっております。発生頻度で言いますとL1の100年確率の方が発生する頻度が高いので、居住誘導区域の見直しの方針として、発生頻度の高いL1計画規模をベースに、3m以上浸水する区域を今回の見直しにおいて居住誘導区域から除外することと考えております。3m以下の浸水区域は含まれますが、事前に避難できなかった場合でも2階建ての建物であれば、2階に避難すればとりあえずは助かるということで、3m以上浸水する区域を除外対象と考えました。L2の想定最大規模と氾濫流倒壊エリアについては、居住誘導区域に含め、防災指針にて安全を確保する対策を示すこととなりますが、方向性としみますとL2の想定最大規模の区域は生命の確保を最優先とし、避難体制の強化やマイタイムラインなどの避難を促す対策により、まずは事前に避難することが最優先だと考えますので、防災指針の取り組み内容にて検討していくこととなります。

14 ページをお願いします。次に、第4回部会の検討内容についてご報告いたします。基本的には第3回部会で提案した居住誘導区域の見直しの考え方に基づき、新たな居住誘導区域の設定やリスクが残る区域での取り組み内容、目標スケジュールなど、防災指針のたたき台として作成したものに対して、防災指針の構成や表現方法などを検討しました。

15 ページをお願いします。居住誘導区域の見直しにおける考え方により、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、L1計画規模降雨による3メートル以上浸水する区域を居住誘導区域の除外対象としみますと、ご覧の9ヶ所が該当します。この9ヶ所に対し、防災指針で

はリスク分析課題の抽出を記載しております。また、説明は省略させていただきますが、区域の拡大図は次のページ以降に記載しております。

それでは資料1-2をご用意いただき、こちらはスライドではなくお手元の資料をご覧ください。この資料が防災指針案です。防災指針の構成は、目的と背景、災害リスク分析、課題抽出、取り組み方針、具体的な取り組み内容、実施体制スケジュールとなっております。非常にボリュームのある内容ではありますが、リスク分析や課題の抽出の部分は先ほど抜粋してご覧いただきましたので、取り組み方針や具体的な取り組み内容の部分についてご説明いたします。

25ページをお願いします。防災まちづくりの取り組み方針ということで、災害リスクのある地域ごと記載しております。抜粋して現在ご覧いただいている豊野地区についてご説明いたします。下の表に、課題のある箇所としてBと記載があります。この場所は、それぞれ土砂災害の危険性があるエリアの中で課題がある箇所ということです。課題としては、土砂災害時に対応した指定緊急避難場所から少し距離がある場所であることです。下の表の対応方針欄にA Bとありますが、課題に対するそれぞれの方針を記載しております。右側は、その対応方針に対してどう取り組みするかです。次に、浸水区域について、こちらも抜粋してご説明いたします。

33ページをお願いします。千曲川沿川・若穂地区についてご説明いたします。浸水区域については情報が多く少し分かりにくいかもしれませんが、図の上側の青枠は計画規模降雨L1について、エリアの特性と主な対策を記載しております。図の下側の緑枠は想定最大規模降雨L2について、エリアの特性と主な対策を記載しております。この図ではL1の計画規模と、L2の想定最大規模を重ねて表示しており、少し見づらい部分がありますが、浸水災害に対してどのようなリスクがあって、どのように対応していくのかを示しています。

次に、39ページをお願いいたします。防災まちづくりの具体的な取り組み、実施体制、スケジュールについて説明いたします。この表は国や県、市で防災や減災に対して現在取り組んでいる施策を分類したものです。ほとんどの施策が現在実施中ですので、目標という表現は短期・中期・長期をおよそ5年、10年、15年というようなイメージで記載しておりますが、継続して実施していく施策です。表現方法については少し工夫が必要かもしれませんが、あくまでたたき台ということですので、この形でまとめております。また、本日お配りしております資料1-3については、防災指針の資料編ということで、災害リスクがある地域ごとに分析や課題について記載しているものです。こちらは、防災指針の本編に記載しますと非常にボリュームが出てしまい、余計読みにくくなってしまうことが考えられますので、資料編として添付したいと考えております。

それでは資料1-1の23ページへお戻りください。第3回、第4回の部会について各委員からの意見要旨を議題ごとに抜粋したものです。①の誘導区域の見直しの考え方は今後、新たな災害のデータが出てくるので居住誘導区域の見直し基準については整理が必要だという

ご意見。②の災害リスクに対応した防災の方向性については、災害リスクの高い地域でも古くから都市機能が集積されているような地域は避難誘導の実質化が重要である、次のページにいきまして、③の誘導区域の見直し案については、浸水エリアは雨の降り方や判断の解析によって変わるものであり、根拠が示せないことも考えられるため、関係課との調整や情報の整理が必要である、④の防災指針案につきましては、災害リスクや課題などが可視化されることは望ましい状況であるので、読み手にわかりやすく理解してもらえる工夫が必要である等、ご意見をいただいております。今回ご報告した資料1-2、1-3の防災指針案と資料編については、中身の構成や災害リスクの課題抽出の部分、情報を可視化する部分については概ねこの方向性でまとめていきたいと考えておりますが、表現の仕方、わかりやすい見せ方等、読み手が理解しやすい工夫が必要と考えております。

最後に、スライドの番号13をお願いします。第3回、第4回の部会では、この表の居住誘導区域の見直しの考え方に沿って、資料1-2、1-3の防災指針案を検討して参りましたが、浸水想定区域図については中小河川、県管理の一級河川の浸水想定区域図が近々公表されるということもあり、まだまだ情報が出揃っていないという状況もございます。居住誘導区域の見直し方針や考え方、この防災指針案は、まだまだ検討段階であることをご理解いただければと思います。以上で長野市立地適正化計画改定検討部会の報告を終わります。

○議長 ご説明ありがとうございました。第3回、第4回の部会で揉んでいただいた内容の概要、それから防災指針等についてご説明いただきました。まだまだ新しい情報が入ってくるという中で、この内容も少し検討し、変更していく可能性もあるということですが、ただいまご説明いただいた内容についてご意見ご質問等ありましたら挙手をしてご発言ください。

○委員 いくつかお聞かせ願いたいのですが今、説明のありました浸水想定区域図のL1とかL2の対象河川は千曲川ということでしょうか。

○事務局 お答えします。L2の浸水想定区域図は千曲川と犀川、浅川、鳥居川、松代の蛭川、裾花川、この6つの河川の浸水想定区域図を統合したものです。L1の計画規模は千曲川と犀川の2つのみです。

○委員 わかりました。そうしますと、県管理の中小河川についてはこれからL1とL2が出てきて、それによってまた変わってくるということですか。

○事務局 はい。これから新たに出てくる情報はL2の想定最大規模についてですが、それについてはまた情報が出てくる予定です。

○委員 はい。そうしますとL1が100年に1回、L2が1,000年に1回という部分をもう少し正確に書いておかないと誤解を招く気がします。中小の川でいうと、すべて100分の1の整備を目指しているのではなく川ごと、先ほど出た蛭川あたりはちょっと正確じゃないですが50分の1とか30分の1の整備を目指しているところです。そのため、100年に1回という、少し正確でないのかなという気がします。それから、千曲川河川事務所さんに

確認しないといけないですが、L2も1,000年に1回という言い方は多分していません。想定最大規模という言い方をされているかと思いますが、もう少し正確に記載された方がいいのかなという気がしました。

○議長 事務局いかがでしょうか。

○事務局 その件につきまして、表示や中身について確認いたします。今後、データが更新されていくこと等もありますので、その辺も市民の皆様に誤解のないようまとめていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長 よろしいでしょうか。今伺いました、頻度が河川ごとに違うということで整備の仕方が何年頻度での対応が違ってくるということですが、そうすると表現がなかなか難しいかなと思います。

○委員 そうですね。川ごとに目指す確率を決めておりますので、なかなか一律に100年に1回というわけにはいかないと思います。あと、一級河川を対象とされていますが、その他の水路や氾濫についても内水等といった同じような被害は起こると思っておりますので、そこら辺をどこまで取り組むかも難しいのかなという感じがします。

○議長 ありがとうございます。誤解のないような書き方が必要となりますので、また部会でご検討いただければと思います。各河川がどういう頻度を目標に整備しているといったことを書き込むと逆に混乱を起こすこともあるため、その辺りも部会で検討いただければと思います。その他いかがでしょうか。

○委員 今回提示していただいた図面は居住誘導区域だけの浸水ランクで、それを外れている所はバサッと全部切られているので、その辺りの状況がわかりません。もう少しわかりやすくして欲しいです。それに伴い今回は、現在決まっている居住誘導区域を検討し直し、除外箇所を決めるという話かと思っております。その除外した分として、居住誘導区域外の多少安全なところを組み入れることは考えていないのでしょうか。確かにコンパクト+ネットワークで、そのエリアに元からあるような所を選んでいますが、防災の観点で減らす箇所が出てくれば、代わりにどこかを組み入れる等の検討はされていないのでしょうか。

○事務局 まず1つ目の居住誘導区域についてです。お示しした浸水想定エリアですが、今回のデータは立地適正化計画の居住誘導区域における浸水状況を表すため、その部分だけ見やすくしたものです。全体の図面については今後策定していく中で、全体はこういうもので、その中でもこういう場所が居住誘導区域内での浸水エリアです、といった表現の仕方はできるかと思っております。もう1つご質問いただいた、居住誘導区域を別の場所に拡大できないのかという件ですが、立地適正化計画の居住誘導区域は基本的に市街化区域の中で定めております。市街化区域外に居住誘導区域を定めることはできないので、基本的には市街化区域を定めた中で、危険なエリアをどうするか考えております。そのため、市街化区域の外側に新たに地点を指定することは考えてないということです。

○議長 いかがですか。立地適正化計画の枠内で検討するということですので、実

際はその枠外でも調査分析がされていますが、今回の表記としては立地適正化計画に限定しているということですね。さらに特措法の中で、立地適正化計画は市街化区域に線引きされている市街化区域ということですので、他に組み入れることはなかなか難しいのでしょうか。委員さんからのご意見としては、もっと安全な所に居住誘導区域を広げることも検討すれば、その立地適正化計画の枠外の所でもどうなっているかが必要ということですね。

○事務局 一応、法律上で決めておりますので、現状としては立地適正化計画の枠外で組み込むことがなかなか難しいところです。

○委員 初めて参加した上、大変難しい問題なのでそもそもで申し訳ないですが、今、自然環境が極端に変わりつつあり、昔で言えば100年に1度と言われたものが、極端に言うと10年に1度起こるような状況です。そういったことに対応した全体の見直しや流れといったことを教えてもらいたいです。

○事務局 はい。今回の立地適正化計画は、国から防災指針を策定しなさいといった指示が出ている中で、基本的に今まで市街化区域に編入してきたところも、浸水等の災害エリアが高いところはいれないことになっています。ですが、委員さんのおっしゃるように、最近の気候変動で災害のリスクが増えている中、改めて市街化区域や居住誘導区域にお住まいの方も含め、どんなところが危なくて、どんな危険やリスクがその地域にあるのかを上手くアナウンスすることで、災害時に「うちは大丈夫だろう」と思うことのないよう、防災指針を組み立ていきたいと考えております。そのため、単純に今までどおりの土地の誘導だけでなく、居住地がどういうところかをよく理解していただきながら、安全に住んでいただくことが大事だと考えております。

○議長 新しい委員さんは初めてこういった案件を聞いた方も多いと思いますので、またご説明いただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員 具体的なイメージを持ちたいのですが、例えば台風19号の被害というのはL1ですから普通に起こるものですか。あるいはどういった扱いになるのでしょうか。

○事務局 基本的にはL1レベルだと思っておりますが、確実にL2かL1かというところと少し難しいところはあります。特に、千曲川に関しては堤防が切れてしまったことによる被害の拡大もあります。ただ、100年に1度と言いつつも今は災害、特に雨の量ですが急激に降り、急な浸水被害もかなりあります。長野市全体の規模である場合もあれば、各地区の狭い範囲での被害の場合もあります。先ほど委員さんからも出ましたが、内水被害もある中で、どんな雨が降ると自分の土地が危ないのか、もしくは危なくないのか。近くに川があり溢れたらどうなるのかを、今回の防災指針を見るとイメージできるよう策定しております。

○議長 ありがとうございます。要は、具体的にL1、L2のどちらかということイメージしたかったということですのでよろしいですね。

○委員 確か私は第4回部会しか出ていなかったと思いますが、先ほどの委員さんのお話で、計画規模はわかっていたのでさらっと流してしまうところですが、確かに100分

の1とだけ書いてしまうと全て100分の1と捉えてしまうと思います。30分の1、150分の1など、川によってそれぞれ計画が違うことの説明を詳しくしようと思いつているのかと思いますが、そういうことも丁寧に説明する必要があると思いました。また、もともと住んでいる所に、居住誘導区域として進めているが、防災上はこういった問題もあることを併記し、説明しなければならぬという視点からそれを説明しているものです。そのため、居住誘導区域になっているから何があっても安全と思ってもらってはまずいということで、外せる所はどこかで線を切って外す。外されなかったから絶対大丈夫ではないという、リスクの部分を中心に説明していく必要があることを中心に議論を進めている最中かと思います。結果として、出来上がったものがそれぞれの場所にお住まいの方にきちんと説明がなされているものとなるよう、進めて参りたいと思います。

○議長 どうもありがとうございました。大事な所かと思つています。設定されているから安全というわけではないことを認識していただく。先ほど委員さんからありましたように、整備や頻度についてもそれぞれ目指すところが違つていて、そこも難しいところかなと思つています。その辺りを今後、部会で揉んでいただければと思つています。ただ、中小河川も含めるとなれば、決めたくても部会でなかなか決められないこともありそうですね。松本方面から流れてくる水は全部こちらに集まってくるので、中小河川まで含めて検討ということになれば、それはもう考えただけで難しそうですね。出来ればですが今後、浸水エリアも含めた取り組み状況を都市計画審議会でご報告いただけるとありがたいです。目標は年度末の完成とのことでしたが、中小河川の関係は難しい判断が迫られるかと思つていますので、またご報告いただければと思つています。分厚い資料なのでまたご覧いただき、お気づきの点がありましたら事務局にご連絡いただければと思つています。それでは、議案アについては以上といたします。

続きまして、イ 長野都市計画一団地の官公庁施設の変更についてです。これは長野県決定なので、意見聴衆の形になるかと思つていますが、事務局からよろしく願ひいたします。

○事務局 それでは、調査事項イ 長野都市計画一団地の官公庁施設の変更について説明いたします。都市政策課の小林と申します。よろしく願ひいたします。

一団地の官公庁施設に関する都市計画は長野県による決定事項ではありますが、今後、県から関係市町村である本市に意見照会等があるため本日、委員の皆様にご事前説明をさせていただきます。まず、事前にお配りした資料はパワーポイントの資料2-1とA3横書きの資料2-2、2-3です。正面のスクリーンに資料2-1を表示しておりますので、お手元と見やすい方をご覧ください。

スライド番号2をご覧ください。まず、都市計画施設の一団地の官公庁施設について説明いたします。都市計画施設とは、あまり聞き慣れない言葉かと思つていますが、都市計画法第11条第1項第9号に定めがあります。これは、国家機関または地方公共団体の建築物を一定地区に集中配置することで、公衆の利便性の向上と公務の能率化を図り、併せて土地の高度利用を図ることを目的とした都市施設です。このような目的から決定した団地内に官公庁施設

を集約するので、民間の建築物は制限されております。また、団地内の土地の高度利用と、うるおいある、秩序だった都市計画の形成のために、壁面位置の制限や建物の最低高さ、建ぺい率の最高限度、容積率の最低限度といった建築物の形態制限を定めているものです。長野県内では長野市の1ヶ所のみで、各都道府県の県庁所在地に多くみられます。代表的な例では、東京都の霞ヶ関一団地などが含まれます。

スライド番号3をご覧ください。長野都市計画一団地の官公庁施設の位置ですが、信州大学教育学部から少し南へ行ったところにその敷地があります。

スライド番号4をご覧ください。都市計画道路の県庁大門町線（県道長野豊野線）を挟んだ、約3.7haの一団の敷地です。長野地方合同庁舎、長野法務合同庁舎、長野裁判所合同庁舎、既に解体されている長野拘置所、長野第二地方合同庁舎と長野市中央消防署が設置されている一帯です。そして、南側には都市公園である、ひまわり公園があります。

スライド番号5をご覧ください。このページは、A3の資料2-2と全く同じものです。今回変更する計画の素案と、現在の内容について説明いたします。まず長野一団地の官公庁施設ですが、昭和36年に都市計画決定され、その後、昭和38年、昭和63年、平成6年、平成27年の4回の変更を経て現在に至っております。今回の変更の目的は、建物の老朽化と国の行政機関集約のため、長野地方合同諸合同庁舎の建て替えを行うとともに、周辺環境と調和し地域の防災減災へ寄与できる土地利用を図るためです。具体的な変更内容は、赤く囲ったところです。左側が現在の記載内容で、下段部分を見ていただくと配置の方針の建築物の欄に、棟ごとの名称、構造、階数、面積等が記載されております。この内容に変更があるたび都市計画の変更が必要でした。右側の変更素案では敷地の概ねの位置と規模を記載し、建物の周辺環境への調和、敷地内の緑化、周辺地域の防災減災に寄与する旨を表示することといたしました。これにより、同規模の建て替えにおいては都市計画決定の変更手続きが不要となります。また、上の段にあります建築物（密度の限度）の備考欄をご覧ください。壁面の限度のただし書きを、車寄せから壁面を有しない平屋の附属建築物に変更するものです。これは、道路側に附属の駐輪場等が建築できるよう緩和するものです。

スライド番号6をご覧ください。壁面の位置の制限等を表した別紙の計画図です。道路西側を第1号地、道路東側の北半分を第2号地、南半分を第3号地とだけ定め、あとは団地の広場の位置や、道路からの壁面の位置の制限を表示しております。

スライド番号7をご覧ください。続いて、全体の事業の規模及びスケジュールについて説明いたします。資料2-3の建替計画図を併せてご覧ください。道路西側の敷地にある長野地方合同庁舎と長野地方検察庁が入っている長野法務合同庁舎を建て替える計画です。地方合同庁舎の概要ですが、A棟とB棟に分けて建設する予定で、A棟は鉄筋コンクリート造、地上5階建て延べ面積は約5,500㎡です。B棟は鉄筋コンクリート造、地上6階建て延べ面積は約6,500㎡です。事業費は総額で約57億円です。これは地方合同庁舎に関する金額です。次に事業スケジュールですが、まず長野拘置所の跡地に地方合同庁舎等の建設を進め、令和

6年度末までの完成を見込んでおります。そのあと、長野地方検察庁の庁舎の建設、地方合同庁舎、B棟の建設、と順に進めていき、既存建物の解体や外構工事等が完成するのが令和12年度末の予定となっております。

スライド番号8をご覧ください。都市計画変更に係る手続きスケジュールについてご案内いたします。地元への説明会を6月10日と24日に行いました。公聴会のための素案の閲覧は9月9日から本日10月1日の予定で実施しております。公聴申し込み期限は9月24日でしたが、申し出がなかったため、明日予定していた10月2日の公聴会は中止となりました。今後、計画案の縦覧を来年1月に予定しておりその後、市への意見聴取を経て、計画案を長野県の都市計画審議会に諮ります。そして、国土交通大臣の同意を終えた上で5月に決定告示の予定となっております。私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 ご説明ありがとうございました。調査事項イは、一団地の官公庁施設の変更ということですが、ご質問やご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

○委員 はい。資料を見ましたが、長野地方検察庁の北側は何でしょうか。もう1点、資料2-1の2ページです。今まで聞き慣れなかったのですが、こういう決まりがあり「潤いある秩序だった都市空間」という言葉がありますが、現在の状況から感じとれません。もっと潤いあるものに生まれ変わるのか、その辺をお聞きしたいです。

○事務局 お答えします。まず1つ目の長野地方検察庁の北側敷地ですが、国からの説明では建築物の予定はなく、駐車スペースや緑地帯等を設けたいとの案内がありました。防災減災に寄与するということで、緊急避難地として周辺地区の方の避難等、多岐にわたる活用ができるようにすると聞いております。もう1つの「潤い」は何とも説明し難い内容ではありますが、今も道路から建物がだいぶ離れており、景観と町並み整備に関してはある程度やっているとは思っております。これで回答になるかどうか、申し訳ありません。

○議長 ありがとうございます。結局のところ長野県の決定事項ですので、この都市審議会では意見聴取という位置づけになりますね。

○事務局 スケジュールを見ていただくと今回の意見聴取とは別に、改めて正式に長野県から意見聴取があります。また、2月ぐらいの都市計画審議会において議決させていただきたいと思っております。

○議長 今日はあくまで事前ということで、また意見聴取として出てくるということですね。具体的なものはまだ出ていないので、とりあえず我々はこのものがあるのだという認識でよいでしょうか。もう少し具体的なところ、特に「潤い」に関しても具体性がないので、そのあたりも次回の意見聴取でより明確な資料を出していただけたらと思います。私から質問ですが、今までの建築物の書き方ですと変わるたびに変更申請を出していたのが、今回この形にすれば事務手続き上は簡略化できるという意味合いもあるのでしょうか。

○事務局 はい。今までは建物の構造等について全て細かく記載があったので、建築物の建て替え時、全く同規模の建て替えであっても構造が鉄筋コンクリート造から鉄骨造に

変わっただけでこの記載内容が変わり、そのたびに地域説明やこういった形での審議にお時間をとらせてしまいます。そういった事務手続きの煩雑な部分が緩和されたということです。

○議長　　まだ具体的な図面や資料、実際の意見徴収に関する書類もない状態ですので、今後この審議会で意見聴取があるという報告と捉えていただければよいかと思いますが、何か聞いておきたいことはありますか。

○事務局　　今、議長から具体的な資料とお話がありましたが、多分この資料が都市計画の全容です。建築物の概要自体は計画の内容とは違うものですし、審議の内容とすれば建物の形状もおそらくこれだけしか出てこないかと思えます。

○議長　　なるほど。わかりました。意見聴取もこの資料だけとなると難しいかなという感じはしますね。また、議会あるいは自治会の都市計画審議会で意見聴取がございます。面積等については誤差がある可能性もあるとのことですが、よろしく願いいたします。本調査事項については以上といたします。

では、調査事項ウ　長野都市計画公園の変更について、事務局からご説明よろしく願いいたします。

○事務局　　長野都市計画公園の変更について、城山公園と長野運動公園の順に説明していきます。

スライド番号3をご覧ください。初めに城山公園についてです。城山公園は明治33年に開設され、120年もの歴史がある公園です。公園の面積は21.12haで昭和5年に都市公園として位置付けられました。このようにとても古く、広い公園であることから、公園内の各センターや城山動物園は老朽化が進むなど、多くの問題を抱えています。そこで、今後の公園施設のあり方について去年の4月に城山公園再整備基本構想を策定いたしました。財政状況や少子高齢化など、変化する社会状況を踏まえ、城山公園の長い歴史を継いでいけるような、統一感のある再整備を目指しています。

スライド番号4をご覧ください。今回の都市計画公園区域の変更は、基本構想に基づき行うものです。青色で示した噴水広場とふれあい広場の接続部分が狭いことから、一体感や関連性を高めるため、ふれあい広場に隣接する神社庁の用地を区域へ追加いたします。NHK跡地は、新たに公園の駐車場として整備したことから区域へ追加いたします。また、黄色で示した宗教用地は未開設エリアであり、政教分離の観点などから都市計画決定区域から外すこととしました。

スライド番号5をご覧ください。都市計画決定区域の変更について詳しく説明していきます。左側の図は現在の都市計画決定区域で面積は21.12haです。右側の図は予定している変更箇所について示しており、黄色が区域から外す箇所、赤色が区域に追加する箇所です。①長野県神社庁ですが、噴水広場再整備の際、噴水広場とふれあい広場の連続性や回遊性を高めるため、長野県神社庁へ用地の協力ができないか打診したところ、代替の用地が確保できれば協力可能との回答をいただき、④彦神別神社東側を代替地とすることで了解を得られた

ことから、新たに公園として都市計画決定するものです。また、別の赤色で示した②NHK跡地は建物解体に伴い、公園の駐車場として利用可能となったため、新たに公園として都市計画決定するものです。一方、③の招魂社と④の彦神別神社は昭和5年当初の都市計画決定時に、⑤善光寺東庭園は昭和41年に都市計画変更で公園区域としております。当時、宗教施設は人々の集まる場所で公園的な意味合いがあったことから、都市計画公園として位置付けられたものと想像されますが、現在に至るまで未開設であり、移転補償を行い公園とすることが現実的でないことや今後もオープンスペースとして公園的な利用が望めることから今回、都市計画区域を外すことと判断しました。合計2.89ha減です。変更後の区域はスライド番号6になります。変更後の面積は18.23haです。公園区域を大幅に見直すことで土地の取得費や整備費が抑えられ、基本構想の実現に向け、質の高い持続可能な公園としての整備が期待できるものと考えております。なお、未開設区域の個人所有土地については市内の都市計画公園内にも数多く存在することから、市全体での公平性や客観性を判断し、見直し作業を進めていく予定です。ただし今回は、飛び地となる個人所有土地については公園区域から除外しております。以上で城山公園の説明を終わります。

続きまして、長野運動公園の説明に入ります。長野運動公園は昭和41年に開設され、面積22.2haの公園です。運動公園は大きな大会や、災害時の避難所利用など幅広く利用されております。しかし、850台の駐車場を確保しているものの慢性的な駐車場不足であり、周辺の道路では渋滞が発生し、公園利用者だけでなく近隣住民の日常生活に支障を及ぼしています。そこで、駐車場の拡大を計画しました。

スライド番号8をご覧ください。左側が現在の都市計画決定区域を示しており、面積は22.2haです。公園区域の右側に隣接して約0.5haの未利用地があり、このスペースを公園区域とすることで150台の駐車スペースが確保できます。また、左側の用地はすでに駐車場として利用している約0.07haの敷地であり、今回の見直しに合わせて公園区域に含めていきます。合計で0.62haの増となり、変更後は22.82haとなります。

今後のスケジュールは、最後の提示のとおりです。時期につきましては案として示しているものですので、予定がずれることもあります。以上で、都市計画決定区域の変更についての説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。ご説明いただいたとおり、城山公園と長野運動公園の都市計画決定区域の変更ということですが、ご質問あるいはご意見等ございましたらよろしく申し上げます。

○委員 8ページの運動公園の都市計画決定区域の変更ですが、左側はすでに譲渡されていると思います。右側は私有地だと思いますが、譲渡は確定しているのでしょうか。

○事務局 お答えいたします。左側の土地は委員さんのおっしゃるとおり既に長野市の所有の土地になっております。右側の土地は譲渡の協力について内諾を終えているので、今後交渉していくところです。

○委員 不動産ですから、口約束ですと…。私は建築法に詳しくはないですが、全体で一筆になると容積率や建ぺい率は上がるのでしょうか。

○事務局 面積が増えることで、全体として建ぺい率や容積率に余裕が出てきますので、そういった部分では今後有利になっていくものだと思っております。

○委員 わかりました。現状、建ぺい率や容積率がパンパンとお聞きしたので。これからこの体育館でも老朽化して建て替え等が出てくるので、それに対して若干使えるという認識で良いでしょうか。

○事務局 はい。そのとおりでございます。

○委員 城山公園の件でわからなかったのですが、神社庁が意見をしてこうなったという話でしたがこちらがお願いしたのか、負担についてもどういう経過でしょうか。ぜひ公園にしたい部分なのか、その辺の説明をもう一度お願いします。

○事務局 はい。ご説明いたします。神社庁さんの土地をいただくことで、新しくできた噴水広場と以前は野球場があった、ふれあい広場の一体感が高まり、前後で遊びやすくなるため、こちらからお願いをしたものです。費用についてはお互いに等価交換ということで同意し、今のところは売買が生じてお金が動くことはない予定です。

○委員 公園は条例で犬禁止になっています。本当はドッグランが欲しいが、少なくとも犬も散歩できるエリアが運動公園にあると良いです。犬を飼っている人をサポートする、そういったことが全然見受けられません。

○事務局 今のところ明確な計画はないですが、確か昨年度末だったと思いますが、実施した市民アンケートの結果を見て判断していきたいと思っております。

○委員 駄目という意味じゃないですか。アンケート結果だけではなく、考えていただきたい。犬も一緒に散歩できるちょっとしたところがあればいいなということです。

○事務局 そうですね。こういったことは個人的に、ということではなく、やはり市民の皆さんの気持ちであるアンケート結果を尊重してということにはなりますが、犬の散歩の件は従来から意見がありますので、よく検討して参りたいと思えます。

○議長 その他ございますか。先ほど委員さんから意見いただいた内容に関連し、確認ではありますが、敷地面積が広くなればその面積で容積率や建ぺい率を勘案するので、多少は建物規模を大きくできる可能性があるかと捉えられますが、増える面積はかなり小さいですね。その辺りはどう捉えていますか。今後、老朽化した建物を建て替えていく中で敷地を広げるにあたり、施設の規模を広げることも想定されているのでしょうか。

○事務局 はい、お答えいたします。今回駐車場用地を広げたのは、建物の容積率や建ぺい率を稼ぐ目的ではありません。結果的として、わずかに増えることにはなろうと思えますが、目的ではないということがまず1つです。そして、これからの時代考えますと大は小を兼ねるではなく、もちろん大きい方が具合の良いことはよくわかります。ただ、今後の人口減少を見ると、体育館や今後できるスポーツ施設についても単に大きいものではなく、

これはスポーツ課の判断にはなりますが、必要十分な施設であれば現在と同程度、あってもプラスアルファ程度と考えることが一般的だろうと判断しております。

○委員 はい。駐車場としての利用を図ると明記されているので、大規模なイベント時は既に図の右側の私有地を借りて駐車場利用をしていると思います。正式に駐車場となった際には、アスファルト舗装し、駐車場としての形で整備する予定でしょうか。ちょっと気になるのですが、例えば自治体のイベントで、どんど焼き等の土地として貸出し使用していたと思います。市所有物になったから使えないということではないと思いますが、今は草地の状態、あの場所でイベント等が実施されています。駐車場利用として、がっちり駐車場に形にしてしまうのが気になりました。

○事務局 はい。1番大きな問題は駐車場不足なので、駐車場として計画しております。地元の皆さんとお話して途中で、どんど焼き等について実施していることは認識しております。市内の他の公園でもそうですが、用紙を出していただければ許可という形で実施できます。今後、アスファルトになるとそこではやりづらいということは当然あるかと思いますが、広いので何らかそのような場所を見つける、あるいは全部舗装するのではなく一部舗装とし、そういった場を提供できるエリアを残していくことも十分考えられると思いますので、その辺は地元の皆さんにもご了解いただける形を目指していきたいと思っております。

○委員 はい。今の意見にちょっとお願いといいますか。駐車場だからと全部アスファルト舗装と決めつけるのではなく、いろいろな舗装の事例もあると思いますのでグリーンインフラ的な観点からも検討していただければと思います。

○事務局 はい。了解いたしました。

○議長 まだ検討する余地はあるわけですね。

○事務局 はい。舗装等、環境のことも十分に判断して決めていきたいと思っております。

○議長 その他ございますか。こちらもまた計画審議会にかけられるものです。先ほどの予定では2月中旬、もしかしたら少しずれる可能性があるとのことですが、こちらをもとにして都市計画決定していくので、またその時にご意見いただければと思います。では、調査事項ウについては終了といたします。

それでは調査事項エ 地域地区（用途地域・特別用途地区）の変更について、事務局から説明よろしく申し上げます。

○事務局 資料4をご準備ください。それでは議題エ 地域地区（用途地域・特別用途地区）の変更について説明いたします。

スライド番号2をご覧ください。まず、用途地域について説明いたします。用途地域とは、都市計画に定めている地域地区という土地利用の方法を決めるものの1つであり、居住、商業、工業などの市街地の土地利用の方向性を大枠で定めているもので、用途地域の指定により建てられる建物の種類や大きさのルールが定められます。これによって、土地利用の計画に応じた環境の確保を図るものであります。右側の用途地域のイメージ図と同じものがA3

資料4-2に記載してあります。

スライド番号3をご覧ください。用途地域変更を検討している位置です。左上の図は変更箇所1で、城山公園一帯の箱清水1丁目地区です。右下の図は変更箇所2で、篠ノ井高校北側の篠ノ井布施高田地区で、この2ヶ所の用途地域変更を検討しております。

スライド番号4をご覧ください。

用途地域見直しの城山公園区域につきましては、昨年度、城山公園再整備基本構想が策定され、公園の将来像が示されたことに伴い、用途地域の変更を行うものです。基本構想で想定している整備イメージをご紹介します。公園北側のゾーンは、ふれあいの森ゾーンとし、現在の少年科学センターと同等規模の屋内遊具施設が想定されています。公園南側のゾーンは、交流の丘ゾーンとし、現在の眺望を生かした飲食が可能な施設や観光交流施設などが想定されています。ゾーンごとの施設については、方向性を示しているものですので、あくまでイメージです。想定しているこれらの施設を立地するには、現在指定されている用途地域だと対応できないため用途地域の変更を行うものです。

スライド5番をご覧ください。用途地域変更箇所の内容をご説明いたします。先ほどの説明と重複する部分もありますが、用途地域変更の理由としては、城山公園一帯の箱清水1丁目地区は城山公園再整備基本構想の策定により公園の整備方針が示され、基本構想に沿った整備を進めるにあたり、現状の用途地域だと想定している公園施設等の立地に対応できないことから、基本構想に沿った土地利用を図るため用途地域を変更するものです。図の左側の変更前ですが、現在の用途地域は第一種低層住居専用地域で建ぺい率40%、容積率が60%、用途地域による高さ制限が10mという地域です。図の右側の変更後では、少年科学センターや城山動物園があるエリアについては現在の少年科学センターと同等規模の施設の立地が可能な第二種住居地域への変更、南側のBエリアは飲食施設など、滞在型施設の立地が可能な第一種住居地域への変更を考えております。第一種住居地域、第二種住居地域の建ぺい率と容積率はともに、建ぺい率60%、容積率200%です。また、用途地域による建物の高さ制限は解除されますが、城山公園一帯のエリアは風致地区に指定されていることから、風致地区による高さ制限の15mは、そのまま適用されます。なお、城山公園一帯地区の用途地域変更については、基本構想で想定している整備区域のみ用途地域を変えたいとのことなので、ふさわしくない用途の建築物が建つことを排除できると考えております。

スライド番号6をご覧ください。次に、篠ノ井布施高田地区の用途地域変更の概要を説明いたします。変更対象地は以前、工場が立地していましたが、工場撤退後に住宅地として開発が行われ現在は良好な住環境が形成されている地区です。今後も、現在の住環境の維持が必要な地域であることから、用途地域の変更を考えています。現在の用途地域は左図のとおり準工業地域で、建ぺい率60%、容積率200%です。右側の変更後は第一種住居地域とし、建ぺい率、容積率ともに変更はありません。用途地域の選定においては、準工業地域は比較的規模の大きい工場や危険物などの貯蔵・処理等をする工場の立地のほか、パチンコ店やカ

ラオケボックスなどの遊戯施設、床面積が3000㎡を超えるような店舗など、複合的な土地利用がされる用途です。これを、小規模な工場や事務所、店舗等の住環境に影響が少ない土地利用が可能であり、周辺の用途地域の指定状況や土地利用の仕方、また地区内の既存建築物の状況を考慮して第1種住居地域への変更を考えております。

スライド7番をご覧ください。次に、特別用途地区についてご説明いたします。特別用途地区は地域地区の1つで、用途地域を補完することを目的としたものです。長野市では準工業地域全域に、大規模集客施設制限地区という特別用途地区を指定しています。この特別用途地区を設定することで、延べ床面積1万㎡を超える集客施設の立地が規制されます。篠ノ井布施高田地区は現在の用途地域が準工業地域ですので、この用途が変わると、特別用途地区の区域及び面積が変わるため、こちらの特別用途地区も変更になります。

スライド8番をご覧ください。今後の変更に関する予定スケジュールです。年内に公聴会までを行い、年明けの案の縦覧を経て、今年度末の令和4年3月に決定告示という流れで進めたいと考えております。以上で、地域地区の変更についての説明を終わります。

○議長 ご説明ありがとうございました。ただいまの調査事項は用途地域・特別用途地区の変更ということで、1つは城山公園の基本構想に沿った形で施設が建てられるように用途変更をするとのことでした。第一種低層から第二種住居地域となり、かなり大きな変更になるかと思えます。それから、篠ノ井布施高田地区は準工業地域であるが、従来から住宅地として住環境が形成されていることから、それに合わせる形で用途地域を変更するとのことです。準工業地域であればいろいろなものが建つ可能性がありますが、第一種住居地域はまず住環境を考慮するため、建築物も制限されるので、このように適用するということです。

○委員 理解が及ばなくて申し訳ないのですが、篠ノ井布施高田地区は準工業地域から第一種住居地域に変わるということですよ。この地区はもともと準工業地域で、特別用途地区の制限対象ということだと思います。この特別用途地区も布施高田についてはなくなるという理解で良いですか。

○事務局 その通りです。特別用途地区を外すということですよ。

○委員 篠ノ井地区は第一種住居地域に変更した場合、抵触するような大きな工場等は全くないのでしょうか。それと地図の中で、住宅が密集している西側は畑ですか。

○事務局 お答えします。現地を確認し、現状としては抵触するような工場といった類の用途はなく、ほとんどが住宅でした。もう1つ、地区の西側の空白部分は篠ノ井高校の野球グラウンドがあるスペースで、その北側は農地です。

○議長 要するに既存不適格建築物はないとのことですよ。その他ございますか。第一種住居地域に変更とのことですが、住宅地において良好な住環境の形成という観点からするともう少し制限のある、つまり住環境を守る地域地区は検討されなかったのでしょうか。

○事務局 お答えします。第一種住居地域まで制限を規定したが、もっと規制の強い第二種中高層地域や低層地域は検討しなかったかという質問ですが、説明の途中でありまし

たように周辺環境が南から東側まで第一種住居地域なので、用途地域を合わせるとということが1つございます。それと区域の東側に都市計画道路がある関係で、その沿線は第一種住居地域と決まってしまう。また、西側には新幹線が通っており、新幹線沿いも中高層や低層といった専用住居には少しそぐわず、用途地域がまだらになる可能性もありました。統一という観点から、第一種住居地域を検討しております。

○議長 わかりました。ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。

○委員 さっき聞けば良かったのですが、篠ノ井高校北側は野球グラウンドと農地で、現在の用途地域は準工業地域ですね。これを変える大きなメリットがありますか。例えば近い将来、グラウンドと農地の用途を第一種住居地域に変更する具体的な計画やメリットがあるのでしょうか。それとも当面は今の使用状況を想定されているのでしょうか。

○事務局 市として何らかの計画があるのではなく、住環境の悪化を回避する目的で用途地域を変更します。この地域は過去、工場がありましたが現況は住宅しかないため、今後工場等が建つことを防ぐために住居地域へ変更する予定です。

○委員 わかりました。今回の対象地は篠ノ井布施高田ですが、同じような条件の箇所が市内にゼロではないのかと思ったからお聞きしました。その辺の状況はどうでしょうか。

○事務局 全くゼロではないと思いますが、調査をしている中で、この地域が一団の土地として大きいことがまず第一です。他の地域でも用途地域が混在している箇所は結構ありますが、篠ノ井布施高田は統一された住宅開発で、用途と現況が1部分だけあまりにも異なり、我々も前から少し気にしておりました。10年以上もこういった状況続いており、今後もし土地の売買等があった場合、準工だからと住宅の中にあってはいけないようなものが立地することのないよう、これを機に用途の変更を地元にも話をしながら進めております。

○議長 現在は準工業地域で、ある程度の規模があり、このままにしておく住環境に影響を及ぼすような建物が建つ可能性もあるため、現況に合わせた用途に変えたいということです。委員さんからの質問にもありましたが、こういう状況の場所は点在するが、用途を変えるほどの規模ではないということです。今回はこれだけの規模なので、変更したいということです。他にはよろしいですか。予定では令和4年の2月に計画決定をこの審議会で諮る可能性があるとのこと。では、この調査事項は以上といたします。

次は、長野都市計画道路の変更です。事務局からご説明よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、議事オ 長野都市計画道路の変更（七瀬居町線）について説明いたします。改めまして、都市政策課の鈴木です。よろしく願いいたします。今一度、資料のご確認をお願いいたします。資料5-1、5-2、参考資料として5-A及び5-Bの4種類配布しております。お手元に、資料5-1と5-2をご用意ください。それでは、内容を見ていきたいと思っております。

資料5-1、スライド2枚目です。こちらだと少し小さいので順番が少し前後しますが、2枚めくっていただき2ページ目の総括図をご覧ください。今回変更を予定しております七

瀬居町線は長野駅の東側に位置しており、駅の東口から北東方向へと伸び、東通りへ接続する路線です。

資料5-2をもう1枚めくっていただき、もう少し詳細な図ということで3ページ目の計画図をご覧ください。スライドは3枚目です。七瀬居町線は七瀬西交差点を起点とて、東通りとの交差点が終点側です。そのうち起点側、長野駅側ですが約120mについては土地区画整理事業によってすでに道路が完成している区間です。この土地区画整理事業により、長野駅東側の周辺道路が整備されてきており、その効果を十分に発揮させるため、七瀬居町線の未整備区間の事業化に向けて変更を予定しております。

お手元の資料5-2、戻っていただき1ページ目をご覧ください。スライドは4枚目です。こちらが七瀬居町線の概要です。表の内容についてはすでに都市計画決定されているもので、特に変更箇所はございません。概要に出てこない部分ではありますが、今回は線形と隅切りの2点を変更する予定です。変更の詳細については、この次のスライドでご説明いたします。その前に、先に七瀬居町線の幅員構成についてご説明いたします。スライド4枚目、下の方をご覧ください。全幅が16mです。内訳は、車道2車線の上下線とも3mずつ、路肩が左右1.5mずつ、歩道が左右3.5mずつで計画しております。

続いて、スライド5枚目をご覧ください。変更内容の詳細ですが、まず1点目の線形についてです。七瀬居町線と交差する、南北方向に延びる市道との交差点を改善するため、曲線半径を現計画の150mから100mに変更します。これによって、わずかではありますが七瀬居町線のカーブが北西方向に上がり、市道との交差点が現在の81度から85度に改善され、より直角交差に近い交差点となります。また、2点目の隅切りについてですが、これは東通りとの交差点に設けるものです。すでに隅切りを含む形で都市計画決定がされていますが、古い規格であるため小さく、現行の道路構造令に基づいて、安全性を向上するために大きくするものです。以上2点を変更する予定で考えております。

最後に、スライド6枚目をご覧ください。七瀬居町線のこれまでの経過と今後の予定をご説明いたします。これまでの経過としては平成30年度に現地測量を行い、500分の1の地形図を作成しております。令和元年度はこの測量成果をもとに、より現実的な道路線形を検討するための設計を行っております。この設計の中で、現行の計画のままでは課題があるということがわかり、今回のような変更が必要となっております。令和2年度は、この設計成果をもとに公安協議を実施したところ、先ほどの市道との交差点についてその形状と安全対策を再検討するよう意見がつかしました。このため、令和3年度は公安協議での意見を踏まえ、地元と公安委員会それぞれと更なる協議、検討を重ねてきました。この協議結果を反映した交差点設計となるよう、図面の修正を行い、概ね協議内容が固まってきたため今回事前説明をさせていただいた次第です。

今後の予定ですが本日、事前説明させていただきましたので、この後は10月から11月頃にかけて地元説明会及び県との事前協議、12月から来年の1月頃にかけて素案の閲覧、1月

から2月にかけて案の縦覧と検討の協議、次の次となる2月開催予定の審議会を経て、変更の告示を目指す予定で考えております。内容の説明としては以上ですが、参考資料としても2種類の資料を送付いたしました。本日は概要だけ簡単に説明いたします。まず参考資料5-Aは現地の状況写真です。1ページ目が七瀬居町線周辺の地図で、2ページ目以降に写真の撮影方向、撮影場所、それに対応する写真の番号を表示しております。次に、参考資料5-Bは令和2年度の交通量調査の結果です。先ほど交差点を改善するとご説明しました市道との交差点あたりで実施した調査です。車と歩行者、自転車、それぞれの12時間交通量を時間毎方向別に整理しております。申し訳ありませんが、それぞれ詳細については、またお時間のある時にご確認いただければと思います。私からは以上です。ご意見、ご質問等あればよろしくお願いたします。

○議長 ご説明ありがとうございます。七瀬居町線はすでに都市計画決定がされていますが、変更はスライド5枚目にある線形部分の曲線半径を150mから100mにすることと、隅切り部分の設置が今回の報告となっております。ご質問ご意見等ございますか。

○委員 交差点の予備設計により、設計が大体でき上がっているとのことですが、見せていただくことができますか。

○事務局 本日はまだ用意ができていませんが、次回ご審議いただく際にお見せできるようにいたします。

○委員 おそらく信州教会の交差点は五差路では駄目だから、四差路にして一方をどっちかに付けるという話かと思います。そういう事例は今後、長野市内の都市計画道路で結構出てくると思います。今、都市計画道路の見直しをされていますが、単に存続・存続しないではなく、こういうことが想定される所は県内にもたくさんあります。結局、安全面と地元の利便性とのせめぎ合いなので設計段階で初めて地元投げると、ものすごく時間がかかるわけです。今回は難しいところですが交差点間隔が短いこともあり、公安協議でかなり指摘されていると思いますが、安全面だけは本当に担保していただく必要があります。似たようなことは、他の場所もたくさん出てくると思います。今回の見直しに間に合うかわかりませんが、内部的でも構わないので留意事項として検討し、すぐに地元で落とせるように。やっぱり地元としては「話が違う」となるので、その辺りは考えていただけるとありがたいです。

○事務局 お話いただいた交差点協議は公安委員会と協議を進めておりますが、ご意見のとおり交差点の間隔が近いといったことも指摘されております。現段階では、基本的には四差路にできるよう考えておりますが、また次回に向けて形をお示しできるよう、今後も進めていきたいと思っております。また、内部的にということで道路の見直しのお話もいただきましたが、似たような所は確かにありますので、そういう部分についてもまた進めていければと考えております。よろしくお願いたします。

○委員 はい。おそらく側道で一本、横に付く方は病院等だと思うので、どうして

も公安としては右折イン右折アウトにしたい部分もあるかと思いますが。一方、地元の利便性としては、右折イン右折アウトしたいという声があると思います。病院だと高齢者ドライバーが多いため、もともと直線の区間の単路部分で歩道を多く取っていて、車道が3m、3mなので例えば右折レーン、右折できるだけのスペースが中央に、こうできるような形の設計を考えていかないと交差点だけで考えてるのは少し難しい。そういった検討もしていただければと思います。

○事務局 わかりました。ありがとうございます。

○議長 重要な所ですね。公安と地元・利用者の利便性のせめぎ合いで、合意形成を図る上でも重要かと思いますが、委員さんがおっしゃった予備設計のどこがポイントになってきますかね。

○委員 出来上がってきたものを示してもらえると、分かりやすいということです。

○事務局 今後、内容を詰めていけるよう資料を整えていきます。

○委員 設計に関して反対するわけではないですが連結する道路、例えば5-Aの1ページ目にある市道長野西267号線。ここは抜け道として結構使えます。あと、市道長野西515号線は写真で言うと19,20で国道19号の抜け道としてもものすごく交通量が多く、グリーンゾーンを作っているものの地元では事故が多いところです。七瀬居町線の整備で交通量が増えると、やっぱり他も影響を受けると思います。今日は県警さんも見えていますが、場合によっては時間ごとに一方通行にする等、何か対策を立てていただければと思います。

○事務局 今お話ありました中で、特に267号線は七瀬居町線から南北に連なり、北に向かうと線路がありその先が市役所です。この路線は現在、道路課で改良計画もありまして、交通量が今後増えてくる中、267号線についても改良を進めていくといった話もありますので、十分に安全対策が必要だとの意見は伝えたいと思います。

○委員 よろしいでしょうか。今回の路線だけでなくすべてに言えることですが、要するにネットワークとして考えた時にどう機能するのか、どういう問題点があるのかという話だと思います。現在、都市計画道路の見直しでシミュレーションとかやっている中で、この辺のネットワークについて改善点や課題点等の知見があれば、ご紹介いただければと思います。

○事務局 はい。会長のおっしゃるとおり、都市計画道路の見直し進めておりますが、今回お示しした変更を行うことによる影響はございません。当然、道路が開通すれば交通量が増えてきますし、駅前から東方向や東北方向にアクセスしやすくなります。その交通量としては、大体4,000台から8,000台が流れると想定されております。

○委員 議題とずれてしまいますが、東通りと東東通りの間は交通量が大変多い上、道が狭くて歩行者にとって非常に危険だと思いますが、その辺りの見通しを教えてください。

○事務局 東東通りは東通りから1本東側にある南北の通りで、通称とんとん通りと言われておりますが、やはり委員さんからお話のあったように狭くて危険とのことで地元地

区から拡幅の要望があるということまで聞いております。ただ、現在この区間は都市計画道路の指定を受けてないため、私どもとしても詳細は承知しておりません。我々、都市計画部局でない建設部の方に要望しているというところは話を聞いています。

○委員 これが完成することで余計、深刻な問題になると思う。併せて総合的な判断をお願いしたいと思います。

○議長 その他よろしいでしょうか。こちらは第 82 回審議会での都市計画決定を目指し、まとめていただきます。第 82 回にかなり都市計画決定が集中し、事務局は大変かと思いますがよろしく願いいたします。これで、最後の調査事項も終了といたします。

その他、委員の皆さまから何かございますか。ないようでしたら、以上で議事はすべて終了となりますので、議長を退任させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

◎閉会

○司会 ありがとうございました。終わりに、都市政策課 課長の桑原から閉会のご挨拶を申し上げます。

○事務局 委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、またご熱心に審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。次回の審議会は、11月5日金曜日に開催を予定しております。次回までの期間が短い中で大変恐縮とは存じますが、是非ともご都合をつけていただき、ご参集いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んでおり、新規感染者も大分少なくなっておりますが、未だ予断を許さない状況が続いております。委員の皆様におかれましては、くれぐれもお体ご自愛いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。

以上をもちまして、第 80 回長野市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。